

回収と再生をリードする 公的サービスの役割

鬼追明夫 氏 株式会社整理回収機構(RCC)代表取締役社長

不良債権処理、およびそれに伴う企業再生が政策としてクローズアップされる中、破綻金融機関などから譲り受けた債権の回収業務などを行う株式会社整理回収機構(RCC)への期待が高まっている。株式会社整理回収機構(RCC)代表取締役社長・鬼追明夫氏に、同社の事業についてうかがう。

聞き手 株式会社 東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫

四つの主な業務

反町 政府は主要行の不良債権処理に本腰を入れようとしており、わが国で唯一の公的サービスである整理回収機構への期待も高まっています。本日は、再生の業務を含めて御社の不良債権処理の取り組みについてうかがってまいりたいと思います。まず改めて整理回収機構の役割からご説明ください(次頁・資料1参照)。

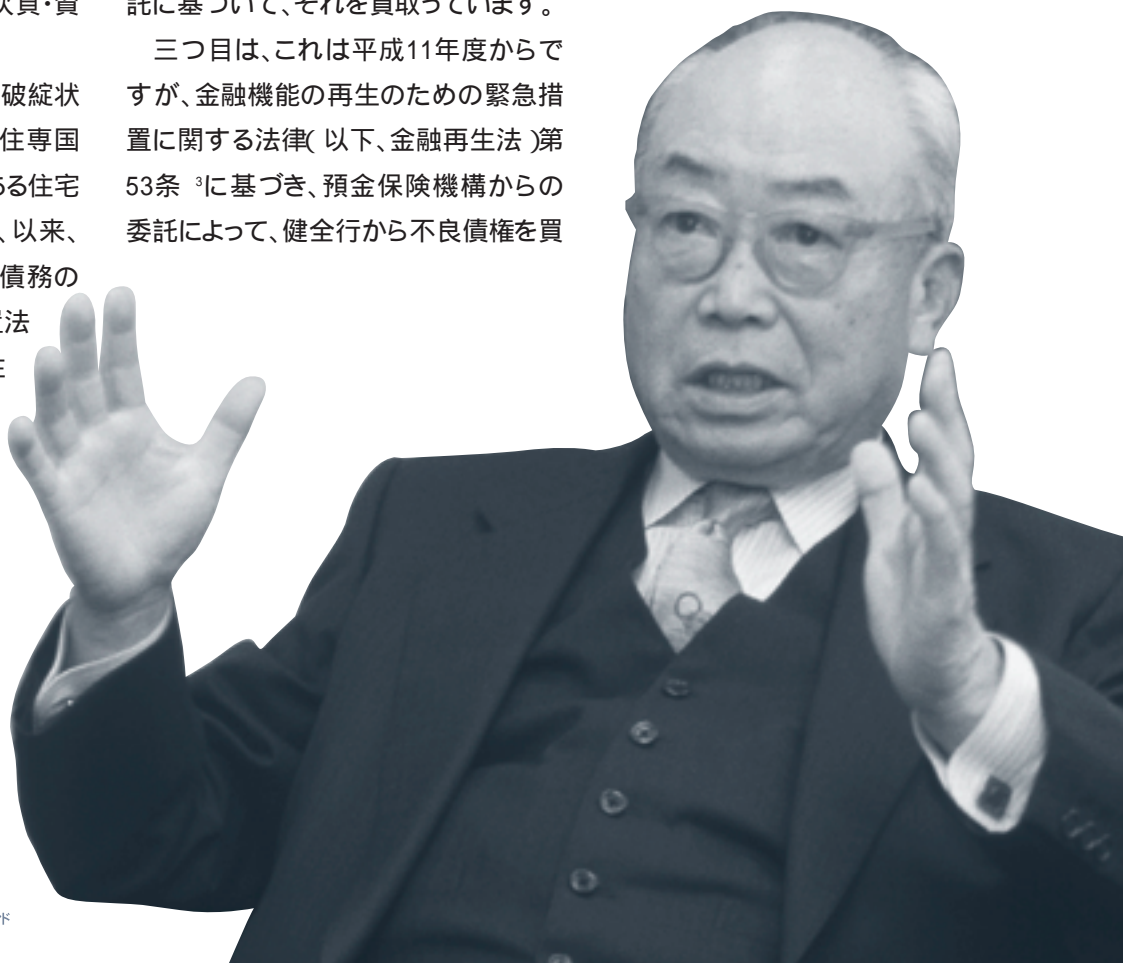
鬼追 住宅金融専門会社7社が破綻状態になり、平成8年のいわゆる「住専国会」で、整理回収機構の前身である住宅金融債権管理機構が創設され、以来、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下、住専法)¹に基づき、旧住専の資産を約4兆6,000億円で買取り、その貸出債権の処理をしてきました。これが私たちの業務の一つです。

二つ目の業務が、預金保険法²に基づく破綻金融機関の債権の買取りです。金融機関が破綻したとき、そこが保有していた債権を別の金融機関が引き継ぎますが、その際、貸出債権のうち、受け皿となる金融機関が引き取らないものがあります。これには正常債権もないわけではないが、やはり不良債権が圧倒的に多い。私たちは預金保険機構の委託に基づいて、それを買取っています。

三つ目は、これは平成11年度からですが、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下、金融再生法)第53条³に基づき、預金保険機構からの委託によって、健全行から不良債権を買

取り、回収する業務を行っています。これを「53条買取り」と呼んでいます。

以上の三つの業務に加えて、関与者責任の追及があります。破綻に至らしめた金融機関の経営者としての経営責任を追及して、民事損害賠償の請求・訴訟提起などを行うものです。なお回収の過程で発見された不正行為は告訴・告発することが義務付けられています。以上



の四つが主な業務です。

反町 回収の実績は？

鬼追 ここ3年間、毎年1兆円を超す回収を行っています(次頁・資料2参照)。累計では、元本ベースで約33兆4,778億円だったものを9兆5,480億円で買取り、そのうち現在まで5兆2,700億円、つまり、半分以上回収しています。残っているのはすべて不良債権ではないか、と勘違いされる方もいますが、もともと長期延払いの債権もあります。要するに、個人向け住宅ローンなど約定通りの返済が続いている正常債権は、契約に則った返済を受けています。

「狭義の再生」と 「広義の再生」

反町 一昨年のいわゆる「骨太の方針」(「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針概要」)⁴や昨年の改正金融再生法を契機として、企業再生がクローズアップされています。回収と再生はクロスするわけですが、整理回収機構では、再生事業にどのように取り組まれていますか？

鬼追 私たちは不良債権処理に特化した組織で、企業の再生も企業を存続させることによって回収していくという、回収の手法の一つという位置付けです。

反町 再生を検討されている企業数は？

鬼追 再生は法人企業が中心になります。当社は債務者数は全体で18万ほど抱えています。そのうち延滞法人債務者は約3万5,000。その中から再生の可能性を持つものを探っていくことになります。一昨年11月に企業再生本部をスタートさせて企業再生に注力しています。そ

れ以降、昨年末時点で約100社を再生実施案件として位置付けています。そのほかに再生できないかということで約115社を候補先としてリストアップして検討中です。

反町 分母 延滞法人債務者3万5,000)に対して、再生の案件が少ないようすが。

鬼追 「再生」という言葉が新聞に出ない日はないような状況ですが、そもそも「再生」をどのように定義付けるか、約束ごとをなしに議論されている観があります。

私たちは、民事再生法第一条の目的規定にあるような窮況にある企業について、債権放棄、長期延払い、いろいろな手法を組み合わせて過剰な債務をどのように取り去るか、私たちが主導的に関与して、他の債権者と協力しながら再生計画を立案し、それに大多数の債権者に同意していただく。そこに至ってようやくスタートラインに立ったことになり、それが約100社ということです。それを「狭義の再生」と呼ぶとすれば、その他、事業継続を前提として、例えば債務者との間で長期延払いを同意したとか、一部債権放棄をしたといった条件緩和であれば、すでに3,500社ほど行っています。つまり、1割ほどは何らかの対応をしているわけです。それらも広義の「再生」かもしれませんが、私たちは社内では「再生」と呼んでいませんし、カウントもしていません。それを「再生」と呼べば、「延命」と区別がつかないからです。

反町 そもそも破綻懸念先、実質破綻、破綻、あるいは受け皿金融機関が受け取らなかったものの中から再生案件を探るということで、自ずから数は限定されるわけですね。

資料1 整理回収機構の業務

1. 旧住専7社から買取った貸付金債権等の回収
(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法=住専法)
2. 預金保険機構からの委託等による破綻金融機関等からの貸付金債権等の買取り並びにその管理・回収
(預金保険法)
3. 預金保険機構からの委託による健全金融機関等からの貸付金債権の買取り並びにその回収
(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律=金融再生法)
4. 共同債権買取機構や金融機関から取立て又は処分の委託を受けた債権の取立て又は処分
(金融再生法)
5. 旧住専又は破綻金融機関から譲受けた不動産等の管理・処分
(住専法・預金保険法)
6. 金融機関の自己資本充実のため金融機関が発行する優先株式等の引受け又は金融機関に対する劣後ローンの貸付け、並びに当該株式等又はローンの譲渡・処分
(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律=早期健全化法)
7. 旧住専や金融機関等の破綻原因に関与した経営者・銀行等の民事・刑事上の責任追及
(住専処理に関する与党三党合意及び政府与党声明・金融再生法等)
8. 法務大臣からの営業許可(平成11年6月1日付・許可番号第9号)に基づく、民間サービサーとしての債権管理回収業務
(債権管理回収業に関する特別措置法=サービサー法)
9. 保険契約者保護機構からの委託による破綻保険会社等からの不良資産の買取り並びにその管理・処分
(保険業法)
10. 農水産業協同組合貯金保険機構からの委託による破綻金融機関からの不良資産の買取り並びにその管理・処分
(農水産業協同組合貯金保険法)
11. 不良債権回収にかかる刑事告発及び不法占拠等の妨害行為排除のための民事上の保全処分
(住専法・預金保険法等)
12. 信託業務

出所：整理回収機構(RCC)ホームページ
(<http://www.kaisyukikou.co.jp/>)

鬼追 私たちが破綻金融機関から譲り受ける債権は、受け皿行が受け取らなかったものです。これについては、私たちのところに譲渡されたものはすべて不良債権だと短絡的に考えられますと、気の毒な債務者もいます。正常なのにどういふわけが譲渡されたものも含まれています。それでも不良債権が多いことは事実です。

旧住専債権のものは正常債権から延滞債権までさまざまですが、大別しますと、個人向けの住宅性債権と事業性の債権になります。「事業性」というと体裁はいいのですが、地上げに使われたようなバブルの象徴的な債権も含まれています。

また健全行から譲り受ける「53条買取

1 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(住専法)：平成8年6月21日成立。住宅金融専門会社が回収の困難となった多額の貸付債権等を有することから金融機関等からの多額の借入債務の返済に困難している状況の下で、関係当事者によるこれらの債権債務の処理が極めて困難となっていることにより、金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下するとともに信用秩序の維持に重大な支障が生じることとなること懸念され、住宅金融専門会社の債権債務の処理を促進する等のため、緊急の特例措置として、預金保険機構に、その業務の特例として、住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社の設立をし、および当該設立をされた会社に対して資金援助等を

する業務を行わせるとともに、機構がその業務を行うために必要な国の財政上の措置等を講ずることにより、信用秩序の維持と預金者等の保護を図ることを目的とする。

2 預金保険法：昭和46年4月1日成立。預金者等の保護を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、金融機関の破綻の処理に関し、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継および金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、信用秩序の維持に資することを目的とする。

り」の債権は、不良債権に限りませんが、金融庁の告示により、破綻懸念先以下、要するに内容が悪化しているものに限るとのことになっているわけです。

再生を決定する条件

反町 再生を進めよ、という意見の一方で、安易な再生はモラルハザードにつながるという意見もあると思われます。

鬼追 不良債権の処理はモラルハザードの防止に深く関わっています。資本主義経済においては高い倫理性が求められることは、前世紀から指摘されることです。不良債権処理においてもモラルハザードの防止という観点が重要であることを否定する人はおそらくいないでしょう。経済政策の論争の中、倫理経済学という観点からメスを入れるという新しい潮流が出てきていますが、まだ主流にはなっていません。小泉内閣の経済政

策の柱に据えられていませんが、私は据えるべきだと思っています。今、日本の衰退が指摘されていますが、その原因に人的な面からのアプローチに欠けている部分があることが大きいのではないのでしょうか。

反町 再生するか否かを定める際、どのようなことを条件にされていますか？

鬼追 いずれにしてもキャッシュフローがなければ、どうにもならないわけで、まず償却前営業利益を出していること。それが客観的条件です。主観的条件としては、企業も人なり、ということで、債務者が誠実であり、再生について意欲があることが不可欠です。もう一つ、これは産業再生機構の議論でもあまり出ていないようですが、再生にはリストラを伴うケースが多いわけです。そのとき、従業員や組合の理解、協力を得られるか。言い方をかえれば、理解、協力を得られる経営者が、そういうことも判断材料にしていま

す。
反町 産業構造の転換の必要性が唱えられていますが、会社の存続を決める際、成長分野の業務を扱っているといった観点から判断されることは？

鬼追 私たちは不良債権の回収の過程で債務者の再生を探る立場ですが、検討の対象に、将来有望な産業分野に存する会社があるなら、その特性を十分に調査をして、勉強しながら存続について検討していただろうと思います。

反町 新規成長分野の会社なら政策的融資とつなげて再生をサポートするようなことは？

鬼追 今回の金融再生プログラムでも、われわれが政府系金融機関とタイアップして中小企業への支援ができないか、そういう検討を始めています。

反町 今後、不良債権処理の本格化とともに、いわば不可抗力で、本来、生き残るべき企業が危機に瀕するケースが増えると思われます。先般まとめられた金融再生プログラム(11頁・資料参照)も、企業の再生について御社に期待しています。

鬼追 社会的、政治的に再生の業務への期待が高まっていることを受けて、一昨年に新設した企業再生本部を増強しつつあります。担当も現在約130名ですが、最終的には150名規模の部署にする予定です。

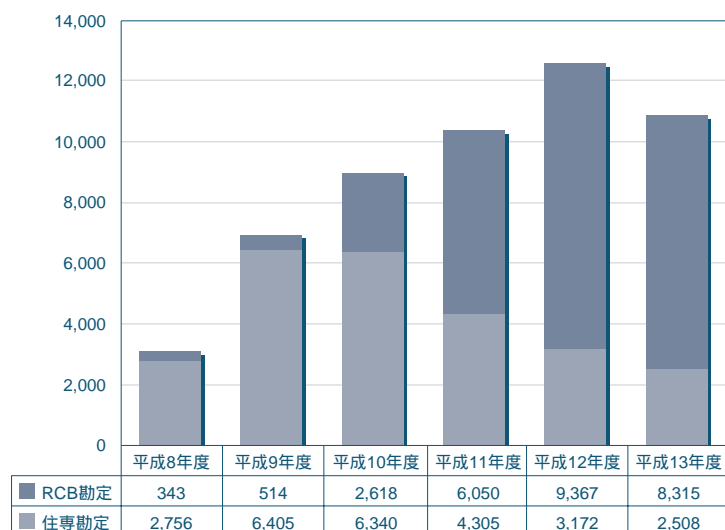
反町 政府は不良債権処理を強めていこうとしていますが、その一方で、この不況下で不良債権を処理することは企業倒産を増やすだけとの意見もあります。

鬼追 不良債権処理の加速は内閣の経済政策の一つです。処理しなければならないという点は一致しています。放置していい、という意見はどこにもありま

資料2 債権回収実績

[回収累計額] (平成14年3月末現在)
住専勘定(旧住専から買取った貸付金債権等の管理・回収に関する勘定)
2兆5,486億円(譲受債権買取価額4兆6,558億円に対する回収率=54.7%)
RCB勘定(主として破綻金融機関から買取った貸付金債権等の管理・回収に関する勘定)
2兆7,207億円(平成14年3月末時点買取価額累計額4兆2,206億円に対する回収率=64.5%)

[年度別回収実績推移] (単位:億円)



出所: 整理回収機構(RCC)ホームページ <http://www.kaisyukikou.co.jp/>

- 3 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)第53条:「機構は、金融機関その他の者の資産を買い取るにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。次に掲げる金融機関その他の者(以下「金融機関等」という。から資産を買い取ることを、イ 被管理金融機関 ロ 協定承継銀行 ハ 特別公的管理銀行
二 イから八までに掲げる金融機関以外の金融機関、農林中央金庫、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を

行う農業協同組合連合会及び水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会【2】略【3】略」

- 4 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針概要(「骨太の方針」): 2001年6月26日、経済財政諮問会議が発表。構造改革の青写真を経済と財政の面からまとめたもので、不良債権の抜本処理を第一に掲げ、RCCの機能強化などを盛り込んでいる。

せん。それが最優先課題なのか、重要課題なのかというところで論争があると認識しています。不良債権処理は構造改革を進めるにあたって重要だという意見がある一方で、不良債権処理は重要ではあるが、デフレを一層深刻にしかねないという意見もあります。不良債権の処理はそれだけ難しいテーマということです。

反町 痛みを覚悟しても一気に不良債権処理を進めるべきか、あるいは積極財政なりで景気の回復をさせるか。鬼追社長はどちらの意見に妥当性をお感じになるでしょうか？

鬼追 立場上、それについて意見の表明を差し控えたいと思いますが、不良債権も実体経済が回復してくれば、不良債権が不良債権でなくなる場合もあるわけです。不良債権の処理だけでは経済がよくなるはずはない。最低そのことは言えると思います。

公的サービスとしての役割

反町 現在、預金保険機構のもとに産業再生機構を設置することが検討されています。役割分担はどのようなものになるとお考えですか？

鬼追 産業再生機構は要管理債権を準主力行から買取ってメインバンクとともに再生をしていく組織です。債権といっても私たちが扱うものとは、ややジャンルが異なると考えています。ただし、ある程度柔軟に分担することは考えられるでしょう。われわれには民間サービスの免許が与えられています。公的サービスとしての仕事が多いため、民間サービスとしての仕事にすべての力を注ぐことはできていませんが、現実には民間金融機

関から要請を受けて業務を行うこともあります。

反町 ほかの民間サービスとの関係は？

鬼追 すみ分けがはっきりしているのは破綻金融機関の不良債権の譲り受けでして、それは自動的にわれわれが引き受けます。今まで170の破綻金融機関について、救済金融機関が引き受けなかった部分をすべて受けています。

民間サービスと競合する部分は、健全金融機関からの「53条買取り」です。これについては、売り手の金融機関が相対で売却したり、入札で売却していますが、相対にしても何社か回って提示価格等を検討して売却先を決められるでしょう。また改正金融再生法で、私たちも入札に参加できるようになりました。ちなみに私たちの落札率は3割弱ですが、ほかの民間サービスも各社とも同じような状況のようです。常に落札率が3割を超えると値段を高くつけ過ぎているという目安があるようですから、ほかの民間サービスと釣り合いのとれた競合をしているのではないかと思います。

反町 ほかの民間サービスと違う、公的サービスとしての立場から公平性の担保は？

鬼追 私たちは株式会社形態ですが、営利を目的にはしていません。利益を出して、国に収めれば、それはそれで公益と言えますが、利益は適正なものであればいいとされ、青天井に追及する組織ではありません。それが事実上の中立性の担保ということでしょう。

また私たちは、全国43カ所に回収拠点をつけています。債権額もそれほど小さくなくて、対象債務者もそれほど多くない場所に拠点を設けているのは、債務

者の便宜を考えてのことであり、経済合理性によるものではありません。

反町 担保物件の不法占拠についてお聞きします。民法第395条の短期賃貸借の規定の改正の意見⁵が出ていますが、やはり改正が必要とお考えですか？

鬼追 借地権とか借家権の保護が重視された時期があります。大正の終わり、日本で不動産事情が払底していた時期の法律です。それから長い時間が経っているのですから、時代の変化があれば、それに応じて当然見直すべきです。ただ整理回収機構が手がける物件について言えば、私が就任して以来、不法占拠により回収が阻害されたことはありません。

反町 法律のプロがそろっているということが大きいのでしょうか？

鬼追 それはあるでしょうね。不法な行為をする者も経済的合理性で動いているわけで、メリットがないところにはかかわらない。設立以来、職員は回収業務の経験を積み重ねてきており、職務遂行の能力を向上させています。今後とも国民の負託に応えていきたいと考えています。

株式会社整理回収機構(RCC)代表取締役社長

鬼追 明夫(きおいあきお)

1934年8月大阪府生まれ。1957年司法試験第二次試験合格。1960年4月司法研修所修了、大阪弁護士会に弁護士登録。1962年4月なにわ共同法律事務所開設。1983年2月日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長(1985年1月まで)。1990年4月大阪弁護士会会長。同年4月日本弁護士連合会副会長。1996年4月日本弁護士連合会会長(1998年3月まで)。1999年4月1日株式会社整理回収機構代表取締役副社長就任。同年8月2日同社代表取締役社長就任(現職)。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

5 民法第395条の短期賃貸借の規定の改正の意見：現在の制度の下では担保不動産が占有され執行妨害が行われるという事態も生じている。民法第395条上の短期賃貸借保護制度の廃止とともに、民事執行法上も競売物件について競売参加者の内覧機会を確保すること 正当な権原を有することを占有者側に挙証させること 最低売却価額制度を廃止することが必要である、との意見が総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」(2002年12月12日)において出されている。